

新旧対照表

現 行
<p>(一定の複数建築物に対する制限の特例)</p> <p>第27条の6 法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可を受けた一団地内に<u>建築される</u>1又は2以上の建築物に対する第4条から第5条まで、第16条、第19条、第23条又は第26条の規定(以下この条において「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>2 法第86条第2項の規定による認定又は同条第4項の規定による許可を受けた一定の一団の土地の区域内に<u>存することとなる各建築物</u>に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>3 法第86条第10項に規定する公告対象区域内の法第86条の2第1項の規定による認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前2項の規定を準用する。</p>
改 正 案
<p>(一定の複数建築物に対する制限の特例)</p> <p>第27条の6 法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可を受けた一団地内において<u>建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする</u>1又は2以上の建築物に対する第4条から第5条まで、第16条、第19条、第23条又は第26条の規定(以下この条において「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>2 法第86条第2項の規定による認定又は同条第4項の規定による許可を受けた一定の一団の土地の区域内に<u>おける各建築物</u>に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>3 法第86条第10項に規定する公告対象区域内の法第86条の2第1項の規定による認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前2項の規定を準用する。</p>